

令和6年度 技能講習等のご案内

(公社)福岡県労働基準協会連合会 久留米支部、 久留米労働基準協会

令和6年度 技能講習等一覧表				講習会場	久留米ハ女筑紫野						三瀬大川							
				学科: 県立久留米高等技術専門校内人材開発センター(久留米市合川町1786-2)、実技: JA宮ノ陣地区カントリーセンター(久留米市宮ノ陣町八丁島2021)			学科: (一社)八女労働基準協会(八女市稲富121)、実技: 筑後染織協同組合(筑後市久富70)				学科: 大木町商工会(三瀬郡大木町大字八丁牟田255-1)、実技: JA福岡大城大木カトリ(三瀬郡大木町上八院1730)							
				学科・実技: (公社)福岡県労働基準協会連合会筑紫野会場(筑紫野市山家2080-24)														
講習会名		日数	区分	受講料			手数料代			税込合計	日程及び講習会場	講習内容	申込に必要な書類	申込方法	受講料支払方法	振込先		
				受講料	消費税	合計	手数料代	消費税	合計									
技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習 福岡労働局長登録第8号	3日間	16H※1	34,000	3,400	37,400	1,550	155	1,705	39,105	別紙講習日程表をご確認下さい。	・小型移動式クレーンに関する知識 ・関係法令 ・力学に関する知識 ・原動機及び電気に関する知識 ・小型移動式クレーンの運転	1.(就業制限業務)技能講習申込書 必要により実務経験証明	必要書類をそろえて、久留米労働基準協会へ郵送又はご持参下さい。	受講料は、右に記載の銀行へお振込み下さい。 講習開始日の10日前までにお振込みをお願いします。 なお 振込手数料は、申込者様にてご負担お願いいたします。	1.西日本シティ銀行 天神支店 普通 2075823 2.福岡銀行 本店 普通 6617414		
		3日間	20H	38,000	3,800	41,800	1,550	155	1,705	43,505		制限荷重1トン以上の揚貨装置またはつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務に必要な講習						
	玉掛け技能講習 福岡労働局長登録第2号	3日間	15H※2	18,000	1,800	19,800	1,550	155	1,705	21,505		・クレーン等に関する知識 ・玉掛けの方法 ・力学に関する知識 ・クレーン等の玉掛け						
		3日間	19H	22,000	2,200	24,200	1,550	155	1,705	25,905								
	フォークリフト運転技能講習 福岡労働局長登録第11号	2日間	11H※3	21,000	2,100	23,100	1,500	150	1,650	24,750		最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転の業務に必要な講習 (道路上を走行させる運転を除く) 【操作可能な主なフォークリフト】 ・ストラドキャリア ・コンテナキャリア ・トップリフター ・クランプリフト					・荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・力学に関する知識 ・関係法令 ・走行及び荷役の操作	
		4日間	31H※4	31,000	3,100	34,100	1,500	150	1,650	35,750								
		5日間	35H	37,000	3,700	40,700	1,500	150	1,650	42,350								
	高所作業車運転技能講習 福岡労働局長登録第14号	2日間	12H※5	35,000	3,500	38,500	1,500	150	1,650	40,150		作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転の業務に必要な講習。(道路上を走行させる運転を除く)					・原動機に関する知識(17Hのみ) ・作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・関係法令 ・一般的事項に関する知識 ・作業のための装置の操作	2.写真 (縦3cm×横2.4cm) 3.記載事項確認書類 自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、6ヶ月以内の住民票等 いずれかのコピー
		2日間	14H※6	36,000	3,600	39,600	1,500	150	1,650	41,250								
		3日間	17H	45,000	4,500	49,500	1,500	150	1,650	51,150								
車両系建設機械運転技能講習 (整地運搬、積込み用及び掘削用) 福岡労働局長登録第11号	2日間	14H※7	42,000	4,200	46,200	1,500	150	1,650	47,850	機体重量が3トン以上の建設機械の運転業務に必要な講習(道路上を走行させる運転を除く) 【操作可能な主な機械】 ・ブルドーザー ・トラクターショベル ・パワーショベル ・バケット研削機 ・油圧ショベル	・作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 ・作業相知に関する知識 ・一般事項に関する知識 ・関係法令 ・走行に関する相知の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・走行装置に関する知識 ・走行の操作 ・作業のための装置の操作							
	5日間	38H	78,000	7,800	85,800	1,500	150	1,650	87,450									
ガス溶接技能講習 福岡労働局長登録第6号	2日間	13H	12,600	1,260	13,860	800	80	880	14,740	・可燃性ガスおよび酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務に必要な講習 実務経験を積むとガス用溶接作業主任者免許試験の受験資格が得られる。	・可燃性ガス及び酸素に関する知識 ・設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・関係法令 ・設備の取扱い	必要書類をそろえて、久留米労働基準協会へご持参又はお振込み下さい。	久留米労働基準協会へご持参又はお振込み下さい。 講習開始日の10日前までにお振込みをお願いします。なお 振込手数料は、申込者様に てご負担お願いいたします。	筑邦銀行 中央町支店 普通口座 1743984				
安全衛生推進者養成講習 福岡労働局長登録第1号	2日間	10H	11,000	1,100	12,100	1,300	130	1,430	13,530	労働安全衛生法第12条の2の規定により、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者を選任し事業場における安全衛生に係る業務を担当させなければなりません。	・安全管理 ・危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・作業環境管理及び作業管理 ・健康の保持増進対策 ・安全衛生関係法令 ・安全衛生教育	1.安全衛生推進者養成講習受講申込書 2.写真(縦3cm×横2.4cm) 3.記載事項確認書類 自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード 6ヶ月以内の住民票等 いずれかのコピー		口座名:公益社団法人福岡県労働基準協会連合会 久留米支部				

注1) 手数料は、令和5年12月現在の価格です。出版元の改訂等で料金は変更となる場合があります。

注2) 車両系建設機械運転技能講習(解体用)は、R6年より実施いたしません。

===受講資格===

- ※1 ・運転士免許所持(クレーン、デリック、揚貨装置)、技能講習修了(玉掛け、床上操作式クレーン)
- ※2 ・運転士免許所持(クレーン、デリック、揚貨装置、移動式クレーン)、技能講習修了(小型移動式クレーン、床上操作式クレーン)
- ※3 ・大型特殊自動車運転免許(カテゴリーに限るを除く)所持者、自動車運転免許証を有し、フォークリフト特別教育終了後、3ヶ月以上の経験がある方
- ※4 ・自動車運転免許所持者
- ※5 ・移動式クレーン運転士免許所持者、小型移動式クレーン運転技能講習修了者

お問合せ・お申込み先	久留米労働基準協会 〒830-0021 久留米市篠山町6-381-1
	TEL : 0942-34-5531, FAX : 0942-35-2602
	Email : k-rouki@galaxy.ocn.ne.jp

- ※6 ・自動車運転免許所持者、車両系建設機械(整地等)(解体用)(基礎工事用)、フォークリフト、ショベルローダー等、不整地運搬車
いずれかの運転技能講習修了者
- ※7 ・大型特殊自動車運転免許所持者、不整地用運搬車運転技能講習修了者、自動車運転免許証を有し、車両系建設機械(整地用、解体用)、
不整地運搬車特別教育のいずれかを修了し、 その後3ヶ月以上経験がある方

(注1) 実務経験者は、実務経験証明書が必要です。

(注2) 台風、大雪等により講習を実施することが困難な場合は、講習を中止又は延期いたします。

※申込詳細については、別紙「技能講習等の申込について」を参照願います。